

厚生年金基金における指定基金制度について

目的

積立水準が著しく低い厚生年金基金に対し、厚生労働大臣による指定を行い、財政の健全化に関する計画（健全化計画）を作成させ、当該計画に従った事業運営を行うよう重点的な指導を行うことにより、早期かつ確実な基金の財政の健全化を図る。（平成17年度から実施）

指定基金の指定

3事業年度の決算において連続して、純資産額が、解散した場合に返さなければならない額の9割を下回った基金は、該当した翌年度に、厚生労働大臣が「指定基金」に指定。

※ ただし、指定年度の12月時点で、純資産額が、解散した場合に返さなければならない額の9割が確保されると見込まれる基金は指定から除外。

健全化計画の作成

指定基金は、健全化計画を作成し、指定年度の2月末日までに提出。健全化計画には、下記の事項を記載。

- ・基金の事業及び財産の現状
- ・財政の健全化の目標
- ・目標達成のために必要な具体的措置
- ・措置に伴う財政の見通し

健全化計画の承認

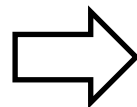
厚生労働大臣は指定年度の3月末日までに当該計画を承認。

実施状況報告の提出

指定基金は、健全化計画期間中、その実施状況について、四半期毎に実施報告書を提出。

過去の指定の状況

- 平成17年度に指定した基金（20基金）
- 平成18年度に指定した基金（1基金）
- 平成19年度、20年度に新規指定基金無し。



これまで21基金が指定されたが、その後、必要な年金資産が回復して解除されたことなどから、継続指定されているのは3基金である。